

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護  
利用約款  
【重要事項説明書】

## 第1条（約款の目的）

小規模多機能じゅげむ（以下、「事業者」といいます）は、利用者の申込を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、一定の期間、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供し、一方、利用者は、事業者に対し、当該サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## 第2条（有効期間）

1 本約款は、利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用同意書を事業者に提出したのち、利用者の要介護認定の有効期間満了日までを本約款の有効期間とします。

2 有効期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書によりこの約款に基づく利用の終了の申し出がない限り、有効期間は自動更新されるものとします。

## 第3条（重要事項の説明）

事業者は、本約款、並びにこれに付属する【重要事項説明書】【重要事項説明書・別紙1】【重要事項説明書・別紙2】及び【重要事項説明書・別紙3】を利用申込者に交付し、重要事項の説明を行うこととします。

## 第4条（居宅サービス計画の作成・変更）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者によりサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービスの原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえでその種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 第6条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調

整を行います。

- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

## 第7条（（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

1 事業者は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画（以下、「サービス計画」という。）の作成に関する業務を介護支援専門員に担当させます。

2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載したサービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得るとともに、これを交付します。

3 介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、常にサービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。

## 第5条（サービス内容及びその提供）

1 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスの提供を行います。

2 事業者は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行います。

3 事業者は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。

4 事業者はサービスの提供にあたって、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

5 事業者は、サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、わかりやすく説明します。

6 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

7 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。

#### 第6条 (料金)

事業者が提供するサービスに対する料金規程は【重要事項説明書・別紙1】のとおりです。

#### 第7条 (要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

#### 第8条 (サービス提供の記録)

事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

#### 第9条 (サービス利用の終了)

1 利用者は、事業者に対して、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

2 事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当(自立)と認定された場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所した場合、または医療機関に入院した場合であって入院後30日以内の退院が不可能であることが明らかに見込まれる場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービス提供が困難と判断した場合
- ④ 利用者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、事業者、事業者の使用する者又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、サービス提供が困難となった場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合

#### 第10条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

1 事業者及び事業者の使用する者、並びに使用されていた者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を【重要事項説明書・別紙2】のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### 第11条 (緊急時の対応)

1 事業者は、利用者に対し、医師等の判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 医師等の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### 第12条 (事故発生時の対応及び賠償責任)

1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第13条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応することとし、この手順・窓口等は【重要事項説明書・別紙3】のとおりとします。

#### 第14条 (善管注意義務)

事業者は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第15条 (本約款に定めのない事項)

本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本約款に基づくサービスの利用に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 1. 施設の概要

## (1) 施設の名称等

施設名	小規模多機能じゅげむ
開設年月日	2011年4月1日
所在地	〒851-3102 長崎市琴海村松町704番地3
電話番号 (FAX)	095-884-0080 ( 095-884-0038 )
管理者名	管理者 木下順子
介護保険指定番号	4290100561

## (2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護等の状態にある利用者を受け入れて、適切な（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。
施設運営の方針	要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

## (3) 職員の体制（主たる職員）

職種	常勤		非常勤		勤務体制	業務内容
	専任	兼任	専任	兼任		
管理者		1			C/A/D/B	施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
介護支援専門員		1			C/A/D/B	居宅サービス計画、ならびに（介護予防）小規模多機能型居宅介護の計画の作成を行う。
看護職員		1			C/A/D/B	看護を行う。
介護職員	4	1	1		C/A/D/B	介護を行う。

[C]早出（7：00～16：00） [A]日勤（8：30～17：30） [D]遅出（12：00～21：00） [B]夜勤（21：00～7：00） 休暇：常勤職員＝4週8休、非常勤職員＝個々の契約による

## (4) 利用者の定員等

登録定員	25名
各利用定員	通いサービス：15名、宿泊サービス：6名
通常事業実施地域	長崎市内の、琴海、三重、ならびに式見中学校区（見崎町に限る。）

## 2. サービス内容

## ①通いサービス・宿泊サービス

(1) 日常生活の援助 (2) 健康管理 (3) 機能訓練 (4) 食事の提供 (5) 入浴 (6) 排せつ支援  
(7) 送迎 (8) その他

## ②訪問サービス

(1) 身体介護 (2) 生活援助

## ③相談・助言等

(1) 日常生活における介護に関すること (2) 認知症高齢者を抱える家族のこと  
(3) 福祉用具の利用方法に関すること (4) 住宅改修に関する情報提供  
(5) 医療系サービスの利用に関すること

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 利用料金

利用料金については【重要事項説明書・別紙1】料金規程をご覧ください。

## 4. 緊急時等における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。（主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。）

## 5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 6. 秘密保持

当施設の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

## 7. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の1か月以内、またその後随時に研修の機会を確保いたしております。

## 8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。なお、緊急の場合の連絡先は、利用申込書にお書きください。

協力医療機関	せいひ中央クリニック（西海市西彼町鳥加郷2201番地2）
	医療法人琴生会 大石共立病院（長崎市琴海村松町246番地）
協力歯科医療機関	小山歯科（長崎市琴海戸根町2964番地15）
	琴海歯科医院（長崎市西海町1733番地21）

## 9. 施設利用にあたっての留意事項

食事	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
面会	面会時は、窓口で面会票をご記入ください。なお、面会時間は8時から20時までとなっております。
喫煙	館内は禁煙です。喫煙は、敷地内の所定の場所で行ってください。
貴重品等	金品ならびに貴重品の持ち込みは利用者またはご家族の責任の範囲で行ってください。紛失等につき施設では責任を負いかねます。
施設設備	故意または重大な過失を伴う施設設備の汚損・毀損があった場合、原状回復のための費用をご負担いただきます。
謝礼等	当施設では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしたくないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては固くお断りしております。

## 10. 非常災害対策

防災設備	避難階段、避難口、防火戸、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報機、非常警報設備、非常電源設備、誘導等及び誘導標識等
防災訓練	年12回（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

## 11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 12. その他

当施設、その他社会福祉法人せいひ会の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。（【重要事項説明書・別紙3】「ご相談・ご苦情について」を参照ください。）

○ 料金規程

(2019年10月1日改定)

1. 基本料金(厚生労働大臣の定める基準による。)

【1月あたり】

区分	介護報酬告示額(月額)						
	サービス費	総合マネ体制 強化加算	提供体制 強化加算Ⅲ		その他 加算	左記合計	処遇改善加算*2 (+11.4%合計後)
	(単位)	(単位)	(単位)		(単位)	(単位)	(単位)
要支援1	3,418	1,000	350		*1	4,768	5,312
要支援2	6,908	1,000	350			8,258	9,199
要介護1	10,364	1,000	350			11,714	13,049
要介護2	15,232	1,000	350			16,582	18,472
要介護3	22,157	1,000	350			23,507	26,187
要介護4	24,454	1,000	350			25,804	28,746
要介護5	26,964	1,000	350			28,314	31,542

\*1 その他、加算等による増減があります。(介護報酬告示上の額による。)

\*2 当施設は介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(あわせて「処遇改善加算」と表記します。)に該当する施設であり、上表及び\*1による加算額を合計した単位数に計1000分の114を乗じた単位数(利用者負担額)を加算します。

※ 合計単位数に1単位の単価(10.17円)を乗じ、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた金額が、法定代理受領サービスの場合の利用者負担額となります。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあつては、いったん介護報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

2. その他の料金

区分	消費税	内容等(金額は消費税抜きです。)	
食費	非課税	1食あたり、朝食 353円、昼食(おやつ込) 585円、夕食 454円	
宿泊費	非課税	2,006円/泊	
理美容代	課税	・カット 1,000円	
おむつ代 (1枚あたり)	非課税	・パッドタイプ(S) 22円 ・フラットタイプ 44円	・パッドタイプ(M) 44円 ・パッドタイプ(L) 66円 ・パンツタイプ(テープ止め含む) 110円
通常地域外交通費	課税	実費	
その他の費用	課税	文書料	実費
		献立外の特別食	実費
		その他	実費

※ 消費税課税の場合、消費税法の規定により、別途消費税及び地方消費税を徴します。

3. 料金の支払方法

料金は、月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月5日までに請求しますので、請求月の15日までに、以下のいずれかによりお支払いください。なお、支払いに係る手数料は利用者負担でお願いいたします。また当事業所は、料金の支払を受けたときは領収書を発行します。再発行できませんので大切に保管ください。

▷ 口座振替	事前に、所定金融機関(十八銀行ならびに親和銀行)への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の15日(土日祭日にあたる場合はその翌日)に請求金額が口座から振り替えられます。
▷ 銀行振込	利用料請求明細書に記載の口座へお振込みください。
▷ 現金	各施設窓口へ現金をお持ちください。なお、現金の取り扱いは、毎月5~15日の午前9時から午後4時までです。これ以外の期間では、銀行振込にてお願いします。

【重要事項説明書・別紙2】

個人情報の利用目的

(2019年4月1日現在)

小規模多機能じゅげむでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ◇ 入退居等の管理
  - ◇ 会計・経理
  - ◇ 事故等の報告
  - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ◇ 保険事務の委託
  - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ◇ 当施設において行われる学生の実習への協力
  - ◇ 当施設において行われる事例研究

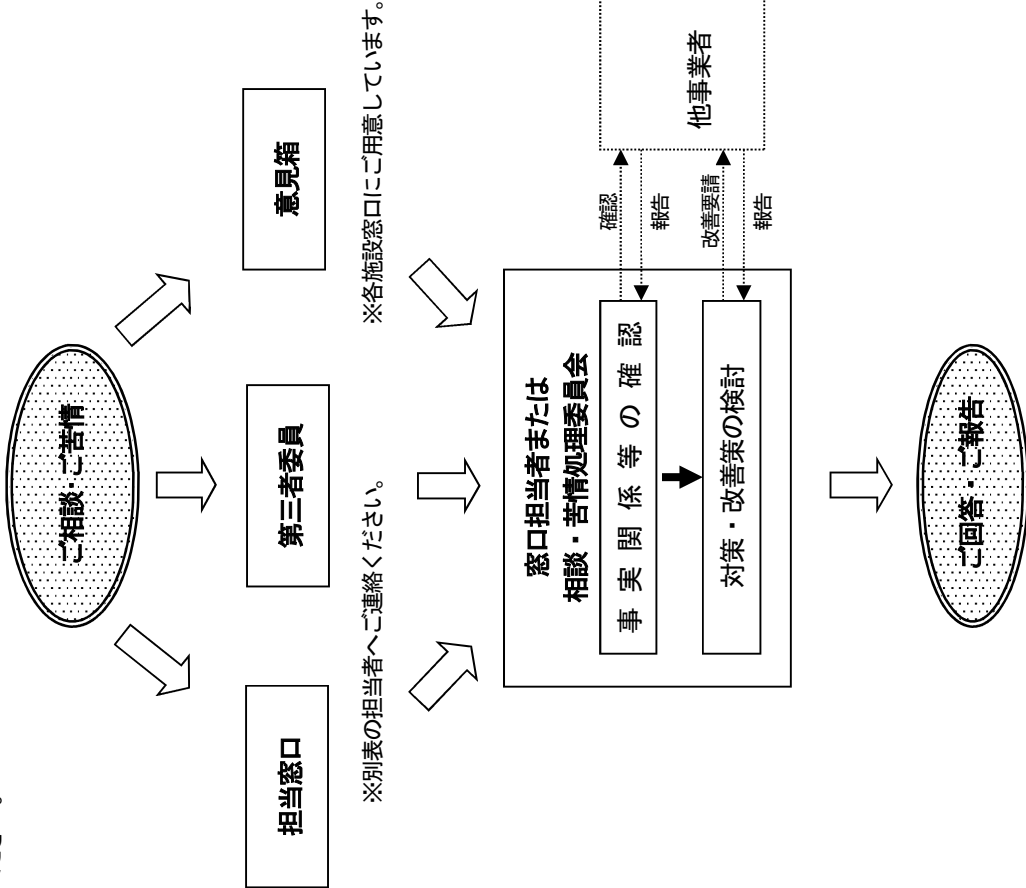
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ◇ 外部監査機関への情報提供

【重要事項説明書・別紙3】

ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいひん会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。

※各施設窓口にご用意しています。

【担当窓口】 FAX 0959-27-1360 電子メール info@seihikai.or.jp

事業拠点(・事業)		担当者	電話番号
シニアヴィレッジせいひん	・介護老人保健施設(短期療養含む) ・通所リハビリテーション	貞松浩司	(0959) 28-1100
	・認知症対応型共同生活介護	横瀬新太郎	
せいひん中央クリニック	・訪問看護・居宅療養管理指導 ・訪問リハビリテーション	本元人	(0959) 28-1190
コミュニティセンター元亀	・地域密着型通所介護 ・生活支援ハウス・居宅介護支援	森圭介	(0959) 27-1064
風和の里	・介護老人福祉施設(短期生活含む) ・訪問介護	吉野公崇 平井洋子	(0959) 29-7170
寿限無	・介護老人福祉施設(短期生活含む) ・小規模多機能型居宅介護	岩下孝子	(095) 884-0080

【苦情等解決責任者】

職氏名	連絡先
理事長 吉野サト子	長崎県西海市西彼町中山郷2116番地 TEL. 0959-27-1064 FAX. 0959-27-1360

【第三者委員】

委員	連絡先
山下 肇 (弁護士)	山下肇弁護士事務所 長崎県長崎市中町2番2号 興士会館9階 TEL. 095-821-3218 FAX. 095-824-2255
前田 俊昭 (法人監事)	グループホームながよ 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷592番地 TEL. 095-887-5810 FAX. 095-887-5813

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

- 西海市保健福祉部長寿介護課 ☎(0959)37-0024 各市町村の介護保険担当窓口でも受け付けています。
- 長崎市高齢者すこやか支援課 ☎(095)829-1146
- 長崎県国民保険連合会 ☎(095)826-1599